

富津市立図書館
指定管理者募集要項

令和4年7月
富津市教育委員会

【目 次】

1	施設の設置目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・	1
6	運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・	2
7	応募資格に関する事項・・・・・・・・・・・・	3
8	実施スケジュール・・・・・・・・・・・・	4
9	募集及び申請書類等に関する事項・・・・・・・・	4
10	選定の方法及び基準に関する事項・・・・・・・・	7
11	審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	9
12	指定管理者の決定及び協定に関する事項・・・・・・・・	10
13	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	10
14	問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・	11

添付資料

※富津市立図書館条例

※富津市立図書館条例施行規則

※富津市立図書館整備基本計画

※富津市立図書館指定管理業務仕様書

1 施設の設置目的

富津市立図書館（以下「図書館」という。）は、生涯学習の拠点施設として、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設とします。

2 施設の概要

名称	富津市立図書館
所在地	富津市青木一丁目5番地1
建物概要	イオンモール富津（鉄筋コンクリート造 地上3階建） ※ 図書館は3階に設置 延床面積：約 1,474.4 m ² /約 446 坪
施設概要	一般コーナー、児童コーナー、YA コーナー、新聞・雑誌コーナー、閲覧スペース、読書・学習スペース、郷土エリア、企画・展示エリア、事務スペース、閉架書庫スペース、作業スペース、受付カウンターほか、（別添平面図参照のこと）
システム概要	電子図書、バーコード型 IC タグ、自動貸出機、自動返却機、予約棚、セキュリティゲート、フリーWi-Fi、タブレット端末
開館時間及び休館日等	別紙仕様書を参照してください。

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 法令等の遵守

図書館の管理運営を行うに当たっては、別紙仕様書に定める関係法令等を遵守すること。

5 指定管理者が行う業務

（1）施設の運営業務

ア 人員の配置に関すること

- イ 図書管理システムの運用に関すること
 - ウ 庶務業務に関すること
 - エ 奉仕業務に関すること
 - オ 蔵書管理に関すること
 - カ 諸収入の収納に関すること
 - キ 施設利用者の満足度調査の実施について
 - ク 施設の利用状況等の報告書作成業務
 - ケ 業務改善の実施に関すること
 - コ 関係機関との連絡調整等
 - サ その他市が必要と認める業務
- (2) 施設及び設備の維持管理業務
- ア 施設の開閉
 - イ 清掃業務
 - ウ 施設・設備点検
 - エ 秩序保持、安全業務
 - オ 施設の維持補修業務
 - カ 消耗品の管理
 - キ イオンモール富津との連携に関わる業務
 - ク 各種定期点検立会い等
 - ケ その他市が必要と認める業務
- (3) 自主事業
- (4) 業務の第三者への委託

6 運営経費に関する事項

指定管理業務実施に関わる経費として、仕様書別表 1 に記載の指定管理料を支払います。

- (1) 指定管理料
- 指定管理料には次の経費が含まれます。
- ア 人件費（給与、旅費等）
 - イ 管理費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、賃借料等）
 - ウ 自主事業費
 - エ 図書館資料購入費
- (2) 指定管理料の上限額
- 指定管理料は、次の額を指定期間中の各年度の上限として、収支計画書にお

いて提示のあった金額に基づき協議し、協定書に定められた金額を年度ごとに支払います。

指定管理料の上限額は、次のとおりです。

期 間	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和5年度から令和9年度まで	年額 81,900 千円

上記の金額は、消費税を10%として積算しております。収支計画書における各年度の積算額についても消費税を10%として作成してください。

応募にあたっては、上限額以内の額で指定管理料を提示してください。

なお、上限額を上回る応募は失格となります。

(3) 指定管理料の支払い

会計年度ごとに、その指定管理料を仕様書に定める方法により支払います。

(4) 口座管理

指定管理者は、経理を行うにあたり、指定管理に係る独立した会計帳簿書類及び管理口座等を設けてください。

(5) 指定管理料の精算

指定管理料については、基本的に過不足による精算は行いません（修繕料及び図書館資料購入費を除く）。ただし、天災、不可抗力など指定管理者の責によらない事由により指定管理業務の増減があった場合は、個別に協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理水準が、募集要項等の水準に満たなかった場合には、指定管理料の返還を求めることがあります。

7 応募資格に関する事項

(1) 応募資格

ア 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体とします。

イ 共同事業体で応募する場合、次の事項をすべて満たす必要があります。

（ア） 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員になることはできません。

（イ） 複数の共同事業体の構成員になることはできません。

ウ 令和4年4月1日時点で、指定管理者として公立図書館の管理運営の実績を2年以上有する団体又は共同事業体とします。なお、共同事業体においては、少なくとも、主たる団体が実績を有している必要があります。

(2) 欠格事項

団体が次のいずれかに該当するときは、応募できません。なお、以下の事項

を確認するため、該当するか否かについて関係機関に照会を行う場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、応募時点で受けている者

ウ 国税又は地方税（千葉県税又は富津市税）を滞納している者

エ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生・再生手続きをしている者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は受けることが無くなった日から 2 年を経過しない者が、団体の役員をしている者

カ 富津市暴力団排除条例第 2 条に該当する者又は暴力団の利益となる活動を行う団体若しくはその構成員が、団体の役員をしている者

8 実施スケジュール

内容	日程
募集要項等の配布	令和 4 年 7 月 11 日(月)～9 月 9 日(金)
質問票受付(メールのみ)	令和 4 年 8 月 1 日(月)～8 月 5 日(金)午後 5 時(必着)
質問に対する回答	令和 4 年 8 月 19 日(金)
申請書類受付	令和 4 年 9 月 5 日(月)～9 月 9 日(金) 午前 8 時 30 分～午後 5 時(必着)
プレゼンテーション	令和 4 年 9 月下旬
候補者の決定・審査結果通知	令和 4 年 10 月上旬
議会の議決	令和 4 年 12 月中旬
基本協定の締結	令和 4 年 12 月中旬
年度協定の締結、業務の開始	令和 5 年 4 月 1 日

※各日程は、事務及び応募状況により変更する場合があります。

9 募集及び申請書類等に関する事項

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和 4 年 7 月 11 日(月)から令和 4 年 9 月 9 日(金)まで

イ 配布場所 富津市ホームページに掲載しますので、下記 URL からダウンロードしてください。

[URL] : <https://www.city.futtsu.lg.jp/0000007181.html>

(2) 質問の受付及び回答

募集要項や仕様書等に関する質問は次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和4年8月1日(月)から令和4年8月5日(金)午後5時(必着)まで
- イ 提出方法 質問がある場合、質問票【様式第5号】を電子メールにて、富津市教育部生涯学習課へ送付してください。
- ウ 質問に対する回答方法
質問に対する回答は、令和4年8月19日(金)に、富津市ホームページで公表します。

(3) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書（富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年富津市規則第31号）別記第1号様式
- イ 事業計画書【様式第1号】 令和5年度から令和9年度までの事業計画について提案してください。
- ウ 収支計画書【様式第2号】 令和5年度から令和9年度までの収支計画について提案してください。
- エ 組織及び活動状況を記載した書類
 - (ア) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - (イ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（申請日前3か月以内のもの）
 - (ウ) 非法人にあっては、団体の代表者の身分を証明するもの。
 - (エ) 団体の役員名及び組織に関する事項を記載した書類
 - (オ) 申請の日に属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
 - (カ) 国税及び地方税の納税証明書（公募開始以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
 - ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署発行）
 - ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。県税事務所発行）
 - ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）
- オ 財務の状況を記載した書類 直近3か年における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- キ 宣誓書【様式第3号】

ク 共同事業体による応募に当たっては、構成員となる全ての団体の上記関係書類に加え次の書類も提出してください。

(ア) 共同事業体構成団体業務分担表【様式第4号】

(イ) 共同事業体協定書等

ケ 提出部数

正本1部、副本10部（副本は複写可。ファイルに綴じて提出下さい。）

コ 提出期間及び提出方法

(ア) 提出期間 令和4年9月5日(月)から令和4年9月9日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。

(イ) 提出方法 富津市教育部生涯学習課まで直接持参（土日・祝日を除く）又は郵送してください。ただし、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより、提出期間内必着とします。

(4) 留意事項

ア 募集要項の承諾

応募者は、申請書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 接触の禁止

選定委員会の委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず、接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格になることがあります。

ウ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出してください。

エ 提案内容の変更

市から提出書類の追加等を指示する場合除き、一旦提出された書類は、内容を変更することはできません。

オ 重複提案の禁止

一応募団体につき、提案できる事業計画は1組とします。

カ 虚偽記載の取扱い

応募内容に虚偽記載があった場合は、失格とします。

キ 応募後、共同事業体の代表団体及び構成員の変更はできません。

ク 申請書類の取扱い

(ア) 市に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(イ) 申請書類は、情報公開請求により富津市情報公開条例に基づき開示することがあります。

(ウ) 応募者から提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が必要と認めた場合は、指定管理者の候補者として選定された者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

(エ) 応募内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令で保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

(オ) 審査の過程において、追加で書類の提出を求める場合があります。

ケ 費用負担

応募に必要な費用は、全て応募者の負担になります。

10 選定の方法及び基準に関する事項

(1) 選定の方法

ア 富津市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の選定基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

イ 選定において、応募者である団体の代表者又は代理の方によるプレゼンテーション、それに対する質疑を実施します。

なお、プレゼンテーションの日程等については、別途連絡します。

(2) 選定基準

選定基準（条例規定事項）	審査（評価）基準	配点
1 事業計画に基づく管理により、指定施設の利用に関し、利用者の平等な利用の確保が図られるものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1)管理運営の基本方針について ・提案された管理運営の基本方針が施設の設置目的に合致しているか	10
	(2)利用者の平等な利用の確保について ・応募団体の管理運営の基本方針は、利用の平等性の観点から適切か ・多様な利用者が施設を利用することについて、十分な配慮がなされているか	10
2 事業計画の内容が、指定施設の設置目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮し、適切かつ効率的な管理が図られるものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1)施設の効用を最大限に発揮することについて ・事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか ・施設の利用を促進させる具体的な方策（宣伝・広報等）がとられているか ・事業計画の内容が、施設の設置目的と適合しているか	20

	(2)利用者に対するサービスの向上について ・自主事業の内容が、利用者にとって魅力的なものとなっているか ・管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか ・利用者への応接等の職員研修や図書館ボランティア育成のための研修は計画しているのか ・利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか ・その他魅力的な提案があるか	35
	(3)適切かつ効率的な管理運営について ・施設の効率的運営、効率化への取組がなされているか ・経費の縮減の創意工夫が見られるか ・現実的な経費見積りがなされているか ・施設管理の安全性への配慮がなされているか ・緊急時対策（防災、防犯等）はとられているか ・個人情報保護、情報セキュリティに対する措置は適切か	35

3 申請団体が指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 人的体制について ・市の提示した役職及び司書資格保有者等の配置並びに十分な人数の配置はなされているか ・職員の意欲を高め、主体的に参画するための取組はあるか ・安定的に人材を確保するための方策は講じられているか	20
	(2) 財産的基礎について ・収入、支出の積算と管理計画の整合性はあるか ・団体の安全性、継続性はどうか ・収支計画の実現可能性はどうか	20
4 その他市長等が必要と認める事項を満たしていること（指定手続等に関する条例第4条第1項第4号）	・公立図書館の管理運営実績はどうか（年数、施設数など） ・図書館事業又は読書振興に関する事業について優れた取組実績はあるか ・地域やボランティア、関係機関と連携し、地域活性化など、地域貢献が期待できるか ・富津市の生涯学習の発展と向上への寄与について具体的な提案があり、効果的なものであるか	20
合計点数		170

※委員の平均点が最低基準点 102 点以上、かつ最高点の者を指定管理者候補者とします。（小数点第 2 位以下四捨五入）

11 審査結果

候補者の選定は、令和 4 年 10 月上旬を予定しております。また、選定結果については、プレゼンテーション参加者全員に文書で通知するとともに、市ホームページにて公表します。

12 指定管理者の決定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の決定

指定管理者の候補者は、富津市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、指定期間の開始前までに市と指定管理に関する協定書を締結してください。

協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めるものとします。

協定の主な内容は、次のとおりです。

- ア 業務の範囲に関する事項
- イ 事業計画書に関する事項
- ウ 事業報告に関する事項
- エ 指定管理の管理に要する費用に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理の業務停止に関する事項
- カ 指定期間満了後の取扱いに関する事項
- キ 指定施設の管理における個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ク その他市が必要と認める事項

13 その他

(1) 準備・引継ぎ業務等

図書館の指定管理者として指定を受けた団体は、施設の管理運営を円滑に開始するため、管理運営を開始するまでに十分な準備を行うものとします。

開館準備を行うにあたっては、議会の議決を経て指定管理者として指定されたのち、別途準備業務の契約を締結することとします。

また、指定の終了に際しては、新たに指定を受けた指定管理者に対し、円滑に業務の引継ぎを行うものとします。その引継ぎに要する経費については、新たに指定を受けた指定管理者の負担とします。

(2) 業務の継続が困難になった場合における措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、事務の継続が困難になった場合は、市は、指定の取消しをすることがあります。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

イ 不可抗力その他市及び指定管理者双方の責に帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合には、双方協議のうえ、指定の取消しを行うものとします。

ウ 指定管理者が指定の取消しを受けた場合には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的実施調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定の取り消し又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(4) リスク分担

指定管理者と市のリスク分担については、仕様書リスク分担表のとおりとします。

なお、リスク分担表に定める事項に疑義がある場合、又は同表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、定めるものとします。

(5) 損害賠償

指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

よって、必要に応じ自らのリスクに関して、適切な範囲で保険等に加入してください。

14 問い合わせ

富津市教育委員会教育部生涯学習課

〒293-8506 富津市下飯野2443番地

電話 0439-80-1345

E-Mail mb036@city.futtsu.chiba.jp